

### 3. どんな人が新たに加入することになるの？

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、以下をご確認ください。

#### Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- 現在、学生である。（夜間、定時制の方は除きます）
- 雇用期間が1年未満の予定。（更新の可能性のある方は除きます）
- 現在、75歳以上である。
- 勤め先の会社の従業員数（正社員など）は、500人以下である\*。

\*正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。  
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。

YES

NO

#### Q2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。

NO

YES

#### Q3 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。  
あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば  
「時間給×Q2でみた労働時間×52週÷12か月」で計算します。

NO

YES

新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

### 厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

※70歳から75歳未満の人は健康保険の加入対象になる可能性があります

### 4. その他気をつけておくべきポイント

- ・社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。
- ・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当（家族手当等）の支給要件については、その会社にお問い合わせください。
- ・厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、現在ご自身で国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。  
また、現在、配偶者の健康保険に加入している被扶養者の方も、資格喪失の届出を配偶者の会社を通じて行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社にお申し出てください。

### 5. より詳しく知りたい方へ

社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。

#### 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

こちらのQRコードからも入れます →→→

